



やまと

# 得々 情報

大和木材株式会社

〒891-11

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL ; 099-298-2288(代)

FAX ; 099-298-2290

第 2 号

1996年 9 月 2日

## …消費税、ここが変わります…

先月は、消費税の経過措置による適用税率についての情報でした。その他の変更事項はどうなるのでしょうか。

### Q & A

- Q : 平成8年10月1日以降に設計変更が生じ、契約金額が増額となった場合はどうなりますか。
- A : 引渡しが平成9年4月1日以降の場合は、その増額部分のみが5%となります。但し木造を鉄骨造に変更するといったような根本的な設計変更は、その全体が税率5%となります。
- Q : 経過措置(税率3%)をうける為に相手方に通知の必要があるのですか。
- A : この経過措置をうける工事等については、取引の相手方に対し、その旨を書面で通知する必要があります。この通知は、請求書や領収書等だけでなく、それらの控えさらには会計伝票等のすべてに表示するのが良いでしょう。
- Q : 簡易課税制度が変わったといいますが。
- A : 簡易課税制度の適用範囲が基準期間の売上高4億円以下から2億円以下になりました。2億円以下の課税売上の建築業の場合は、第三種事業となり、みなし仕入率は70%となります。但し、原材料等の支給をうけた場合(手間受等)は、第四種事業となり、みなし仕入率は60%となります。また、2億円より売上の多い企業は課税売上、課税仕入の帳簿方式による消費税額の納付となります。但し、仕入控除をうける為には、帳簿の法定記載事項の4項目を記載していなければならず、事務量の大幅な負担増となります。(帳簿記載については、日経新聞 9/3を参照下さい。)

### ※商品情報

台風12号の被害はいかがだったのでしょうか。8月中旬以降、市況は品薄となり高騰してきました。

特にノゴメ、棧、4分板、5分板などは入手困難になっております。

注文はお早めをお願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)